

セーフティネット保証1号 認定の要件と必要書類等について

■現在の指定事業者

指定事業者及び指定期間については、中小企業庁ホームページにてご確認ください。

■1号認定の対象者及び要件（次の要件のいずれも同時に満たす事業者）

1. 法人の場合は本店登記地、個人事業主の場合は主たる事業所が大牟田市内にあること。
2. 次の（１）（２）いずれかを満たすこと。
 - （１）当該指定事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
 - （２）当該指定事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

■1号認定申請に必要な提出書類

☐	認定申請書【様式第1】 ※取引依存度は小数点以下第2位 <u>切捨て</u>
☐	（１）に該当する場合 当該指定事業者に対する売掛金等と、そのうち回収困難な額を確認できる資料 ※受取手形、売掛帳簿、取引先の支払通知書等
☐	（２）に該当する場合 取引依存度を確認できる資料（企業全体及び当該指定事業者に係る取引） ※決算書、月別残高試算表、得意先別売上帳簿の写し等 ※原則、6か月間又は12か月間の取引依存度とする。
☐	【個人事業主】確定申告書類の写し 【法人】履歴事項証明書の写し
☐	事業所在地を確認できる資料（許認可証の写し等） ※個人事業主は確定申告書類、法人は履歴事項証明書において確認できる場合を除く
☐	委任状（金融機関が代理申請する場合）

■申請窓口

セーフティネット保証相談窓口（大牟田市役所3階 産業振興課）

■様式

認定申請書の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。

大牟田市ホームページ ⇒ 産業・経済 ⇒ 企業・団体支援 ⇒

融資制度全般のお知らせ ⇒ セーフティネット保証1号について

【問合せ先】大牟田市産業経済部産業振興課 セーフティネット保証相談窓口
 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 TEL:0944-41-2724 FAX:0944-41-2751